

介護認定審査会設置形態

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医療	18人	9人	9人
		医師	8人	8人
		歯科医師	1人	1人
	保健	12人	8人	4人
理学療法士		3人	1人	
作業療法士		2人	1人	
看護師		3人	2人	
第8合議体 (隔週開催)	福祉	20人	15人	5人
		特養施設職員	4人	—
		老健施設職員	4人	—
		介護福祉士	2人	1人
		社会福祉士	—	1人
		介護支援専門員	4人	3人
		ヘルパー	1人	—
	合 計	50人	32人	18人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医療	1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人
	保健	1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人
	福祉	2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員・ヘルパーのうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人
補強委員 (2名)	医療	1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人
	保健・福祉	1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体のみ2人

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。(他の合議体への出席を依頼する場合もある。)

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(組合規則)
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。(組合条例)
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。(組合条例)